

3. 地域主権の確立に向けた取組

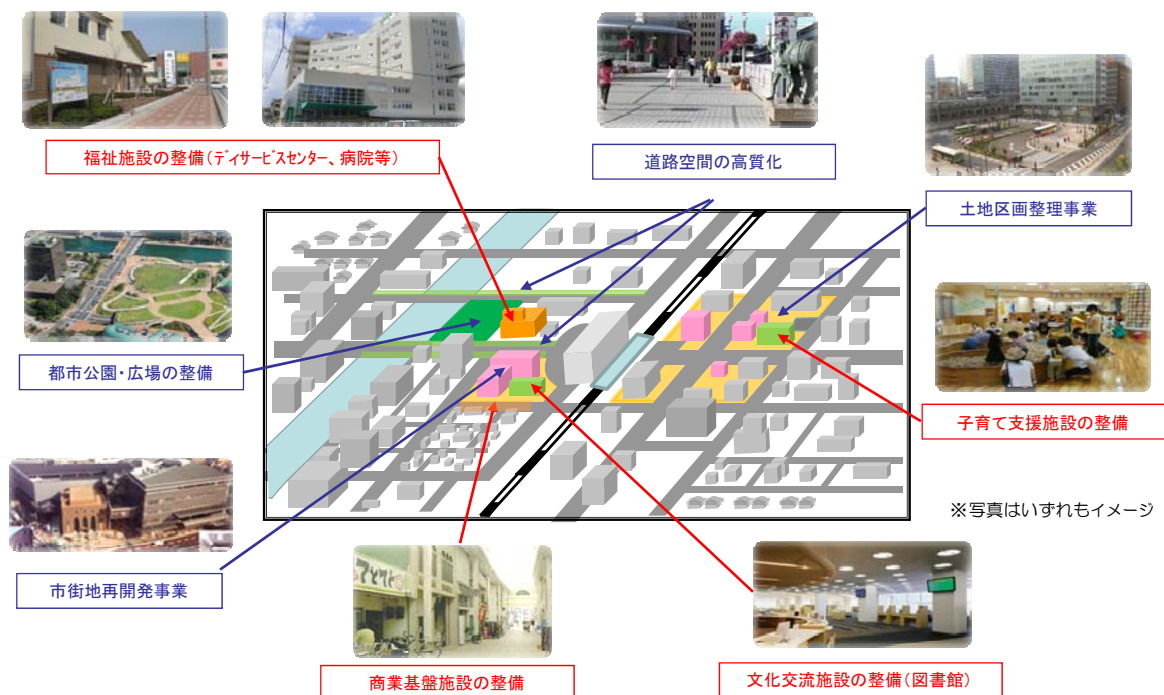
「地域主権戦略大綱」を踏まえ、社会資本整備総合交付金を抜本的に見直し、地方の自由度を拡大する観点から、国の政策目的を着実に実現しつつ、府省の枠にとらわれず使えるようにし、できる限り大きいブロックに括る。また、権限移譲や国の出先機関改革に伴い必要な国による財政措置の在り方等について、今後必要な検討を行い、適切に対応していくこととする。

1. 社会資本整備総合交付金の抜本的見直し

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、「投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成23年度以降段階的に実施する。」とされたことを踏まえ、国の政策目的を着実に実現しながら地方の自由度を拡大することができるよう、社会資本整備総合交付金について積極的に改革を行う。

(事例) 他の府省に係る事業との一体的整備のイメージ

○中心市街地において、市街地再開発事業、都市公園、道路空間の高質化等の都市基盤施設の整備とあわせ、図書館、子育て支援施設、福祉施設等を一体的に整備



府省の枠にとらわれず、総合的に中心市街地の再生を推進

2. 権限移譲に伴い必要な国による財政措置の在り方

○「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）抄

第3 基礎自治体への権限移譲

3 円滑な権限移譲の実施に向けて

（2）国及び都道府県取組

（略）国は、権限の移譲に伴い、適切に既存の財源措置を見直し、市町村に対して、地方交付税や国庫補助負担金などに関し確実な財源措置を行うこととする。（略）

3. 国の出先機関改革に伴い必要な国による財政措置の在り方

○「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）抄

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

2 改革の枠組み

（4）財源・人員の取扱い

（財源の取扱い）

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

4. 直轄事業負担金の廃止

直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行い、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。

このため、総務省、財務省、農林水産省及び国土交通省の4省の大臣政務官による「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」において、必要に応じ地方の意見を聞きながら、検討を進める。